(別紙4)

公立病院改革プランの概要

団 体 名					八幡平市国民健康保険西根病院									
	プ	ラン	の 名	3 称	八幡平市国民		 病院改革プラン	/						
	策	<u> </u>		日	平成	21年	3月	31日						
	文	象	期	間	平成	21年度	~	平成	23年度					
		病	院名	í	八幡平市国民健康保険西根病院									
病院		所	在地	<u>.</u>	岩手県八幡平市田頭第22地割79番地1									
の現状		病	床数	ζ	60床									
1)(診	寮科目		内科·外科·小児科(休診中)									
割(概要)	として今は別紙		たすべき役	過疎地に位置する当院は、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な初期 救急医療部分への医療提供を行うとともに、市民の生命と健康保持・増進を図るため生 活習慣病を中心とする慢性疾患の適切な診断及び治療を行い、二次医療圏域の岩手県 立中央病院、岩手医大附属病院等の協力病院として病・病連携(注:1)を密にし患者を積 極的に受入れる。また、市民に親しまれる病院として各診療所との連携による地域医療を 行う。									
					(注1:病院と病院との連携)									
えフ	5(繰出	における は基準の は別紙》	概要)	負担の考	の繰いた。一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一	必要があることから、救急医療に要する経費等下記項目に要する経費について、総務省の繰出し基準を基本に一般会計から繰出しする。 ・病院の建設改良に要する経費 ・病院事業債元金償還金及び支払利息相当額 ・リハビリテーションに要する経費 ・救急医療確保に要する経費 ・高度医療に要する経費 ・保健衛生行政の事務に要する経費 ・保健衛生行政の事務に要する経費 ・不採算地区病院の運営に要する経費 ・西原及び看護師の研究研修、病院事業の経営に要する経費 ・共済費の負担及び児童手当に要する経費 ・退職手当特別負担金								
	財務(の)	こ係る数	(値目)	標(主なも	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考				
		経常収	支比率	<u>x</u>	100.4	100.3	100.3	100.4	100.4					
4 □		職員給		上率	77.1	72.8	75.7	76.3	76.4					
経営効		病床利用	书率_		69.9	71.0	71.5	72.0	72.5					
双率化に係る計画	上記目標数値設定の考え方				経常収支比率:現状維持を基本とし、100.4%を目標とする。 職員給与費比率:H20年度72.8%がH21年度75.7%と約2.9%上昇の見込みとなっている。その要因は法定福利費(掛金率の改定)、応援医師賃金、職員給与などによる。なお、H22年度とH23年度の上昇分は給与費の定期昇給を見込んだことによる。また、平成21年度以降は医師以外の各種手当の見直しを行い給与比率の抑制を検討する。病床利用率:平成21年度~平成23年度の目標数値は,病病連携による紹介患者及び県立病院の再編の影響や生活習慣教育入院などの増加を見込み、病床数の見直しは行わないこととした。また、現在の常勤医師及び岩手医大附属病院、岩手県立中央病院の応援医師の体制を維持したとして目標設定した。									

						団体名 (病院名)		督平市 建康保険西根病院)			
		としての医療機能に係る 『(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考			
		入院延患者数	15,342	15,796	15,658	15,768	15,921				
		外来延患者数	42,310	42,432	42,350	42,592	42,768				
		専門外来患者数	377	367	380	390	400				
		民間的経営手法の導入	・延長外来診療の導入の検討 ・委託職員化の促進の検討								
	数値目標達成に	事業規模・形態の見直し	·現状の一般病床60床の見直しはしないで維持する ·延長外来診療を導入し、地域医療サービスの向上を図る ·専門外来回数の増を図る								
経営効力	向けての具体的な即	経費削減·抑制対策	·職員給与費率	·アウトソーシング化の継続的な推進 ·職員給与費率の低減を図るため、医師以外の各種手当の見直しを図る ·委託職員化を促進し、給与費率の抑制を図る							
率化に係る計画	取組及び実施時期	収入増加·確保対策	・未収金対策と 等の励行を行け ・平均在院日数 入院基本料を ・企業健診を仮	:して、個別訪問 ハ、滞納者の意 対短縮のため追 現状13:1の維 B進し、医業収i	明、電話督促、 意識改革を図る 限院調整を行う 持により収益を 益の増を図る	郵便督促を継絡 とともに施設基 確保する	準に見合った看	、支払い誓約書			
			(汪5:医師標準	き人貝の略。 医	療法で正のら	れた医師数を流	あたしていない は	大態)			
		その他	・経営安定には、医師確保が不可欠なことから、医師養成修学資金貸付制度利用の医師4名の早期義務履行を要請していく。 ・常勤医師の日当直勤務の負担軽減及び専門外来による収益増を図るため、岩手 附属病院と岩手県立中央病院の派遣医師増を今後も継続的に要請していく					:め、 岩手医大			
	各年		別紙のとおり								
	そ	病床利用率の状況	17年度	67.81%	18年度	56.26%	19年度	69.86%			
	の他の特記事項	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本 見直し、施設の増改築計画の状況等	行わず今後72	.5%目処を目標	とする。			の見直しは当面			

団体名 (病院名) 八幡平市 (八幡平市国民健康保険西根病院)

_									
	二次医療圏内の公立病院等 配置の現況	圏域内の公立病院等配置の現況は、高度・専門医療を担う県立中央病院及び岩手医大附属病院並びに盛岡赤十字病院等が盛岡市にある。盛岡市以外では、岩手町に県立沼宮内病院(一般病床60床)、葛巻町に国保葛巻病院(一般病床60床、療養病床18床)、八幡平市に当国保西根病院(一般病床60床)、東八幡平病院(一般病床50床、回復期リルビリテ-ション病床55床、医療療養型病床60床)がある。							
再編・ネットワー	都道府県医療計画等における 今後の方向性	盛岡圏域において二次救急、高度・専門医療等を担う中核病院には、県立中央病院と岩手医大附属病院が位置づけられている。また、地域において初期救急やプライマリ・ケア(注6)など日常的な医療を担う地域病院として国保西根病院、県立沼宮内病院、国保葛巻病院が位置づけられている。この、役割分担を基本として、各公立病院の機能等の見直しとネットワーク化を進めるとされている。 (注6:普段から何でも診て〈れ、相談に乗って〈れる身近な医師による総合的な医療)							
- ク化に係る計画	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	会により今後検討して行く。	<内容> ·盛岡圏域において二次救急、高度・専門医療等を担う中核病院には、県立中央病院と岩手医大附属病院並び盛岡赤十字病院が位置づけられていることから、岩手県保健福祉計画に基づ〈4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の医療連携ネットワ・クにおける日常的な医療機能を担う病院として機能に応じた医療サ・ビスの提供を図る。 ・地域病院として、医療連携体制においては疾病の予防、維持期を中心とする日常的な医療機能のほか、急性心筋梗塞の回復期、糖尿病の専門的治療の医療機能を提供する。						
	経営形態の現況	☑ 公営企業法財務適用	□ 公営企業法全部適用 □ 地方独立行政法人						
	(該当箇所に 🔽 を記入)	□ 指定管理者制度 □ 一部事務組合·広域連合							
経	経営形態の見直し(検討)の方向 性	☑ 公営企業法全部適用	□ 地方独立行政法人 □ 指定管理者制度						
営形	(該当箇所に 🗗 を記入、検	□民間譲渡							
見	討中の場合は複数可)	□診療所化	□ 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行						
ı,_	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議の方向性、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	毎年の点検・評価を踏まえ 西根病院あり方検討委員会	< 内 容> 当面現行どおりとし、毎年の点検・評価を踏まえ中長期的 視点で西根病院あり方検討委員会で、公営企業法全部適 用等を検討していく。						
点検・評価・公	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合そ の概要)	・西根病院あり方検討委員会において、今後点検、評価を行い、その都度公表していく。							
表	点検·評価の時期(毎年 月 頃等)	毎年6月頃							
	その他特記事項								

団体名 (病院名) 八幡平市(八幡平市国民健康保険西根病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

	_	_			年 度							
l _							18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
	<u>分</u> 1.	医	業	ЦΣ		a	490,554	567,119	581,160	584,067	587,475	591,529
収	(1)	 	立 金	<u></u> Цу			442,828	508,476	521,871	520,879	524,287	528,341
	(2)	そ		の	<u>、 </u>		47,726	58,643	59,289	63,188	63,188	63,188
	(-/	<u></u> う	<u>ち</u> 他		計負担	金	19,439	26,939	28,856	30,203	30,203	30,203
	2.	医	 業	<u>,</u> 外	収益		163,376	143,414	125,201	154,155	155,678	156,878
	(1)		会計負		補助金		160,450	139,497	120,328	145,726	150,349	151,549
	(2)	国	(県) 補	助金		0	0	0	1,033	0	0
,	(3)	そ		の	他		2,926	3,917	4,873	7,396	5,329	5,329
Λ	経		常	ЦΣ	益	(A)	653,930	710,533	706,361	738,222	743,153	748,407
支	1.	医	業	費		b	646,715		693,510	724,656	728,762	734,470
×	(1)	職	員	給	与 費	С	399,568	437,170	422,897	442,040	448,228	451,813
	(2)	材		料	費		82,414	92,373	97,200	100,600	102,702	104,621
	(3)	経			費		110,730		123,697	134,382	131,043	131,047
	(4)	減	価	償	却費		49,338	50,541	45,916	42,814	42,769	42,769
	(5)	そ		の	他		4,665	2,993	3,800	4,820	4,020	4,220
	2.	医	業	外	費用		11,093	10,321	10,768	11,358	11,431	10,956
	(1)	支	払	禾	息		8,457	8,167	7,868	7,326	6,999	6,524
	(2)	そ		の	他		2,636	2,154	2,900	4,032	4,432	4,432
出	経		常	費	用	(B)	657,808	707,869	704,278	736,014	740,193	745,426
経	常	損	益 (A	A) - (B)		(C)	3,878	2,664	2,083	2,208	2,960	2,981
特別	1.	特	別	利	益	(D)	0	0	0	0	0	0
損	2.	特	別	損	失	(E)	0	0	0	0	0	0
益	特	別損	∄ 益 (□	D) - (E)		(F)	0	0	0	0	0	0
純		3	損	益	(C) +	· (F)	3,878	2,664	2,083	2,208	2,960	2,981
累		積	欠	損	金	(G)	0	0	0	0	0	0
_	流		動	資	産	(7)	1,020,371	1,076,476	1,113,536	1,157,181	1,162,181	1,162,181
不	流		動	負	債	(1)	24,337	35,652	35,000	35,000	35,000	35,000
良		う	ち・	一時	借入	金	0	0	0	0	0	0
	翌	年	度網			(ウ)	0	0	0	0	0	0
	又		司意等 未 発	債でえ 行	ト借入 の 額	(I)	0	0	0	0	0	0
務	差引	一不	良 ()-(I)	債	務	(才)	996,034	1,040,824	1,078,536	1,122,181	1,127,181	1,127,181
単	年		- / \ /	金不	足額	()	28,897	44,790	37,712	43,645	5,000	0
経	常	ЦΣ	支	比率	<u>(A)</u> ×	100	99.41	100.38	100.30	100.30	100.40	100.40
不	良	債	務	比率	77(100	203.04	183.53	185.58	192.13	191.87	190.55
医	業	収	支	比率	a×	100	75.85	81.30	83.80	80.60	80.61	80.54
職.	員給-	与費対	医業収	益比率	(c) (a) ×	100	81.45	77.09	72.77	75.68	76.30	76.38
			第19条第 金の不足額			(H)	0	0	0	0	0	0
				足の割合	(H) ×	100	0	0	0	0	0	0
	5公共 金不足		財政の協	建全化に	関する法律」		0	0	0	0	0	0
病		床	7	利	用	率	56.26	69.86	71.00	71.50	72.00	72.50

⁽⁾N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

[「]N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

[·]不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」=(「22年度不良債務額 20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)

八幡平市(八幡平市国民健康保険西根病院)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

	_				年 度						
	分					18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
	1.	企	Ì	<u> </u>		<u> </u>	9,100	11,100	8,200	8,500	12,300
	2.		 計	出			· ·	12,092	22,120	25,199	15,191
	3.		会 計		担金	, -		0	0	0	0
収	4.	他 ź	計	借	入 ਤ	2 0	0	0	0	0	0
	5.	他 ź	計	補	助金	2 0	0	0	0	0	0
	6.	国 (県)	補	助金	2,415	5,091	5,898	5,953	0	1,967
	7.	そ	(カ	ſt	3 0	0	0	0	0	0
		ЧΣ	入	計	(a)	15,131	24,755	29,090	36,273	33,699	29,458
入	う t 支	5翌年度 出 の	【へ繰り 財 源 :	越され 充 当		0	0	0	0	0	0
	前年	丰度許可	債で当年			0	0	0	0	0	0
		純計(a	a) - {(b) +	(c)}	(A)	15,131	24,755	29,090	36,273	33,699	29,458
	1.	建		改	良	26,872	15,045	17,869	14,167	8,538	14,322
支	2.	企 對	善 債	償	還金	6,647	18,810	19,334	22,121	25,200	15,192
	3.		十長期 何	昔入3	全返還金		0	0	0	0	0
出	4.	そ	(カ	ft	3 0	0	0	0	0	0
		支	出	計	(B)	33,519	33,855	37,203	36,288	33,738	29,514
差	引	不 足	額 (B) -	` '	(C)	18,388	9,100	8,113	15	39	56
補	1.	損益	勘定		保資金	,	9,100	8,113	15	39	56
て	2.	利益	剰余		処 分 氰		0	0	0	0	0
h	3.		ぬ エ	事	資金		0	0	0	0	0
財源	4.	そ		カ	ft	3 0	0	0	0	0	0
			計		(D)	+		8,113	15	39	56
		財源不足		, ,	(E)	0	0	0	0	0	0
又	la	•	発 行	: 未 借 の	f 入 額 (F)	0	0	0	0	0	0
実	質	財源	不 足	額	(E) - (F	0	0	0	0	0	0

- 1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。
- 3. 平成23年度までに、経常収支の黒字化が困難な場合には、目標年度までの計画を併せて作成すること。
- 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

					18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	益	的	ЧΣ	支	(118,314)	(103,766)	(70,168)	(92,566)	(92,844)	(93,132)
чх	4X 🖼		чх	X	179,889	166,436	149,184	175,929	180,552	181,752
資	本	的 収 3	110 +	支	(0)	(0)	(0)	(10,826)	(12,323)	(6,200)
貝	4	μу	чх	^ 🗴	12,716	10,564	12,092	22,120	25,199	15,191
	合		合 計		(118,314)	(103,766)	(70,168)	(103,392)	(105,167)	(99,332)
			āΙ		192,605	177,000	161,276	198,049	205,751	196,943

(注)

- 1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる 繰入金以外の繰入金をいうものであること。
- 3 平成23年度までに、経常収支の黒字化が困難な場合には、目標年度までの計画を併せて作成すること。